

茅ヶ崎市いじめ問題再調査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 3 1 号

茅ヶ崎市いじめ問題再調査会規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市いじめ問題再調査会規則（平成 2 6 年茅ヶ崎市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市いじめ重大事態再調査会規則

第 1 条中「茅ヶ崎市いじめ問題再調査会」を「茅ヶ崎市いじめ重大事態再調査会」に改める。

第 3 条第 1 項中「委員は」の次に「、重大事態（いじめ防止対策推進法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態をいう。次項において同じ。）ごとに」を加え、「必要の都度」を削り、同条第 2 項中「事項」を「重大事態」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。